第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

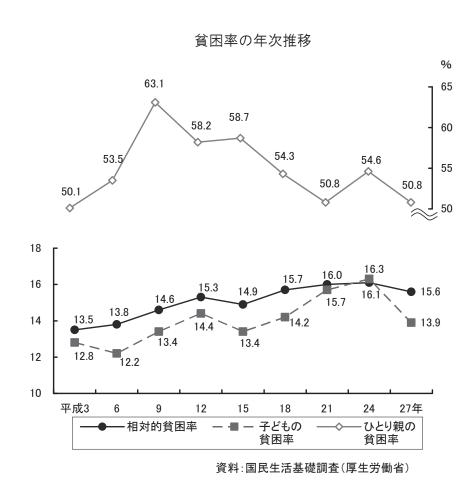
(1)子どもの貧困の状況

昨今では、衣食住を欠くほどに貧しい「絶対的貧困^{*}」というよりはむしろ、地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態を示す「相対的貧困^{*}」が深刻な社会問題となっています。その「相対的貧困^{*}」を子どもの観点で捉えたものが「子どもの貧困」です。

厚生労働省の国民生活基礎調査*によると、平成 27 年の「子どもの貧困率*」は 13.9%で、7人に1人が貧困の状態にあるとされており、平成 24 年の 16.3%から やや改善傾向が見られるものの、なお高い水準で推移している状況です。

また一方で、ひとり親家庭における貧困率も平成3年以降一貫して50%を超える高い 水準で推移しており、依然として半数以上が経済的に厳しい状況に置かれています。

「子どもの貧困」は、先進国など比較的豊かな国でも見られる状況ではありますが、 日本は、OECD(経済協力開発機構)*加盟国の平均値(13.6%)より高い水準に位置 しています。



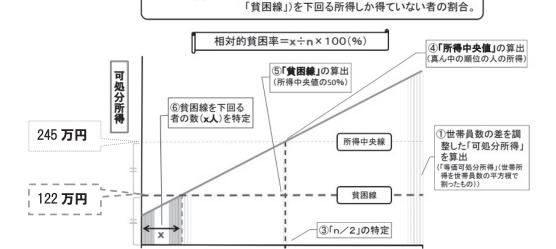
1

貧困の定義・「相対的貧困」とは

厚生労働省では、OECD(経済協力開発機構)*の作成基準に基づく、相対的 貧困率の算出方法を以下のとおり公表しています。

国民生活基礎調査*における相対的貧困率は、一定の基準(貧困線)を下回る等価可処分所得(世帯の可処分所得〔収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入〕を世帯人員の平方根で割って調整した所得〕しか得ていない人の割合のことを指します。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。

「相対的貧困率」・・所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる



【参考】

2014年(平成 26年)の OECD*の発表によると、日本における子どもの貧困率*は OECD*加盟国 35 か国中 10番目に高く、OECD*平均を上回っています。

②「可処分所得」を低い順に並べる

n/2(中央値)······

人数

相対的貧困率			子どもの貧困率		
順位 国名		割合	順位	国名	割合
1 2 3 4 5 6 6 8 9	デンマーク チェコ アイスランド フィンランド オランダ ノルウェー ルクセンブルク フランス スロヴァキア	5.5 5.9 6.5 6.8 7.7 8.1 8.1 8.2 8.7	1 2 3 5 6 6 8 9	デンマーク フィンランド ノルウェー アイスランド スロベニア アイルランド スウェーデン ドイツ スイス	2.9 3.6 7.2 7.2 9.0 9.2 9.2 9.5 9.9
10 10 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	スウェーデン オーストリア ペルギー アイルランド スロベニア ドイツ スイス リンカリー ポーランド イギリス ニュージーランド カナダ オーストラリア ポルトガル	9.0 9.0 9.1 9.2 9.4 9.5 9.9 10.1 10.4 10.5 10.9 12.6 12.8 13.5	10 10 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	チェコ オランダ オーストリア ベルギー イギリス ルクセンブルク フランス ハンガリー ポーランド オーストラリア ニュージーランド スロヴァキア エストニア カナダ	10.3 10.3 10.6 10.9 11.2 11.3 11.6 11.8 12.8 13.0 14.1 14.5 14.7
24	イタリア	13.7	24 25	ラトビア 日本	15.7
25 26 27	ギリシャ スペイン エストニア	14.8 15.3 15.5	26 27	ボルトガル ギリシャ	16.3 18.3 19.1
29 30 30 32 33 34	日本 チリ ラトビア メキシコ トルコ アメリカ イスラエル	16.1 16.2 16.7 17.3 17.5 18.6	28 29 30 31 32 33	イタリア メキシコ アメリカ チリ スペイン イスラエル トルコ	19.3 19.7 19.9 21.1 22.7 24.3 25.3
	韓国	-	-	韓国	-
OECD平均 11.4 OECD平均 13					13.6

資料: OECD(2014) Family Database"Child poverty" ※日本の数値は2012(平成24)年時点

(2)国の動向

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項等を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下、「法」という。)を平成25年6月に制定し、その法に基づき平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱(以下、「大綱」という。)」を閣議決定しています。大綱では基本方針が示されたほか、各種指標や重点施策が位置づけられました。

また、具体的取組みを推進するため、平成 27 年には子供の未来応援国民運動を開始し、特設サイトによる情報発信や寄付金を原資とした基金を創設するなど、子どもの貧困対策に着手しています。

● 子供の貧困対策に関する基本方針 ●

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォーム*と位置付けて 総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう 配慮して対策を推進する
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が 働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて 確保する
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む

(3)県の動向

埼玉県においては、法や大綱の趣旨を踏まえ、平成 27 年に「埼玉県子育で応援行動計画*」の一部に位置づけられる形で、子どもの貧困対策に関する計画を策定するとともに、「埼玉県5か年計画*」(平成 29~33 年度(2021 年度))において、「子どもの貧困の解決」を重点推進課題に位置づけるなど、子どもの貧困対策の推進に努めています。

2 計画の趣旨

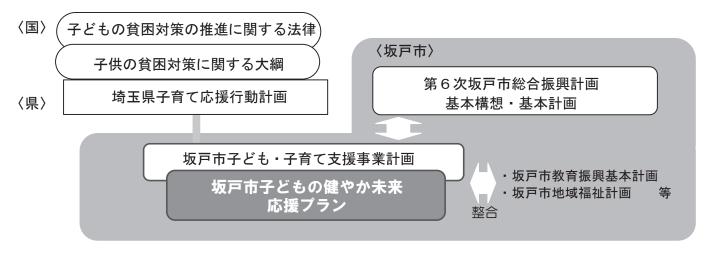
(1)計画策定の目的

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに成長することができる環境を整備し、貧困による負の連鎖を断ち切ることを目的として、「坂戸市子どもの健やか未来応援プラン」を策定します。

(2)計画の位置づけ

本計画は、法及び大綱、県計画を踏まえ、地域の実情に応じた支援施策を推進するための計画と位置づけます。

本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である「第6次坂戸市総合振興計画」 や市の子育て支援施策を総合的に推進する「坂戸市子ども・子育て支援事業計画」の ほか、保健・福祉に関連する個別計画等との整合性を図るとともに、母子及び父子並 びに寡婦福祉法に規定された母子家庭等の生活の安定と向上のための「自立促進計画」 を包含したものとします。



(3)計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成36年度(2024年度)までの7年間とします。なお、必要に応じて中間見直しを行うとともに、平成37年度(2025年度)以降は、「坂戸市子ども・子育て支援事業計画」の見直しに合わせて、計画の一体化を図るものとします。

(4)計画の対象

本計画の対象は、経済的困窮等により、成長過程で困難を抱えやすい子どもとその家庭とします。具体的には、生活保護*費受給世帯、児童扶養手当*受給世帯、就学援助*費受給世帯等、経済的理由により、公的な支援を受けている世帯とその子どもとします。